

第3次よしかわ行財政改革大綱

—平成22年度～平成26年度—

【第1版】

策 定 日 平成22年3月31日



吉川市役所はISO9001 供給者適合宣言をしています。

目 次

基本方針

I はじめに	1
II 基本方針	1
1 行財政改革の必要性	1
2 行財政改革のキーポイント	1
3 基本理念—改革の視点—	1
4 計画の構成と期間	2

大綱

大綱の構成	3
I 市民主役のまちづくり	4
1 「市民主役」の視点に立った行政運営	4
(1) 透明性の確保	5
(2) 市民満足度の向上	5
2 「協働」を活かした行政展開	6
(1) 協働システムの確立	6
(2) 市民参加の促進	7
II 自主・自立した行政づくり	8
1 「効果・適正」を重視した行財政運営	8
(1) 効果的な行財政運営	9
(2) 財源の確保	10
(3) 公有財産の適正かつ有効的な活用	10
2 「簡素・効率」を重視した行政体制	11
(1) 組織運営の充実	11
(2) 人材の育成と管理	12
(3) 行政の効率的な改善	12
3 「社会変革」に対応できる行政基盤	13
(1) 広域連携の充実	13
(2) 地方分権の推進	13

資料編

第2次～第3次よしかわ行財政改革大綱の策定経過	14
用語集	15

I はじめに

当市では、自治体の究極の目標である住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるために、平成 8 年に「行財政改革大綱※」を、また平成 15 年には「第 2 次よしかわ行財政改革大綱※」を策定し、行財政改革に努めてきました。

今後は、平成 23 年度に計画期間の満了を迎える第 4 次総合振興計画※の実現をめざして、さらなる行財政改革に取り組むために「第 3 次よしかわ行財政改革大綱」を定めます。

II 基本方針

1 行財政改革の必要性

昨今の経済情勢は、「100 年に一度の金融危機」と言われるように世界経済が急速に冷え込み、日本経済においても、円高や消費低迷等により、市場全体の先行きも不透明な状況となっています。

このため、今後の生活に不安を抱える人々が増加し、雇用や医療など、安全で安心して暮らせるセーフティネットの充実が求められています。

さらに、少子・高齢社会の到来など、従来の社会構造とは異なる動きも活発化しつつあります。

今、自治体では、これら時代の大きな変化やそのスピードに柔軟に対応できる新たな行政システムへの変革が求められています。

2 行財政改革のキーポイント

これからの行政運営は、予算にあわせて行政サービスを考えるのではなく、成果志向に根ざした行政評価システム※や品質マネジメントシステム※などのマネジメントツールを最大限に活用しながら、市民、民間と行政が適切な役割分担のもと、協働※しながら限られた行政経営資源（ヒト＝職員、モノ＝施設などの資産、カネ＝予算、情報）を最大限に活かしていくことが行財政改革のキーポイントとなっています。

3 基本理念—改革の視点—

行財政改革は、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる行財政運営システムをみんな（市民・民間・行政）で考え構築することが重要です。

そのためには、明確な役割分担のもと市民の参画を推進し、またその役割を保証しながら行政と同じステージの上で協働による行政運営を図る「市民主役」と、時代の潮流を的確に捉え複雑かつ多様化する行政ニーズに迅速に

対応する上で、その基盤となる「健全財政」を維持することが必要です。

このようなことから、「市民主役」と「健全財政」を行財政改革の基本理念（改革の視点）とします。

4 計画の構成と期間

(1) 第3次よしかわ行財政改革大綱

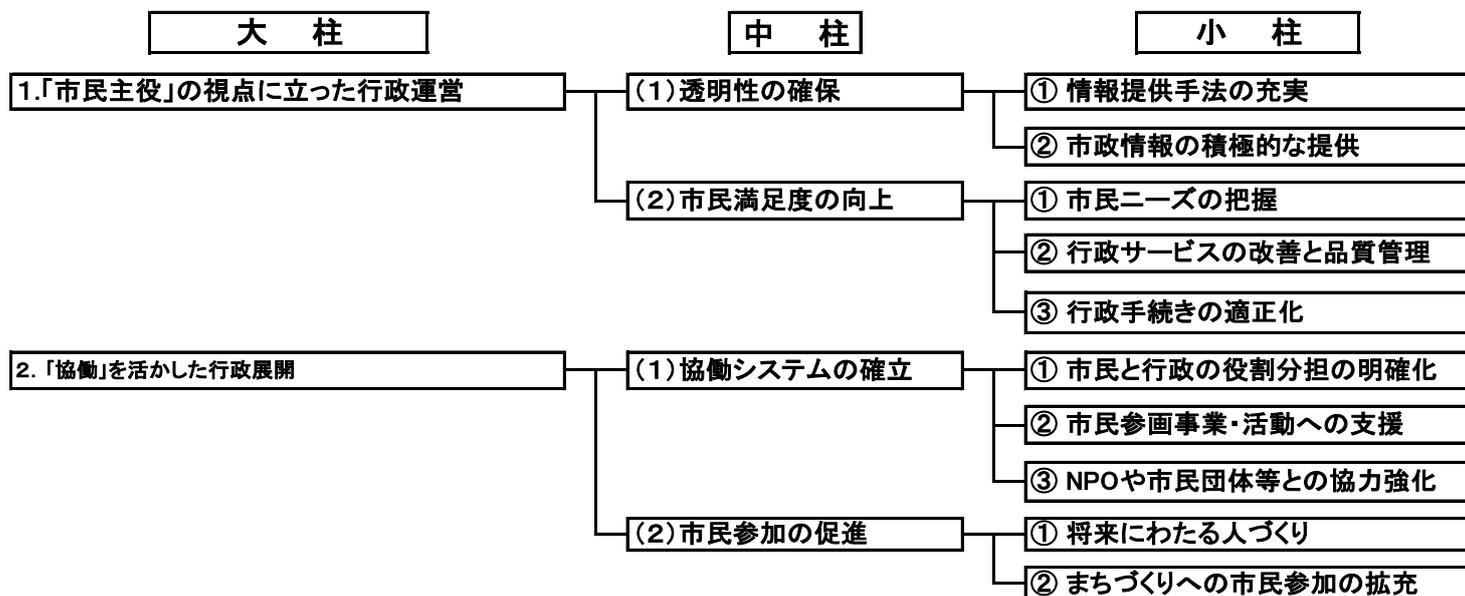
大綱は、新たな行政システムの構築をめざして、その実現のために必要な施策を総合的、体系的に示したものです。計画期間は平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）までの5年間とします。

(2) 新行財政改革推進プラン

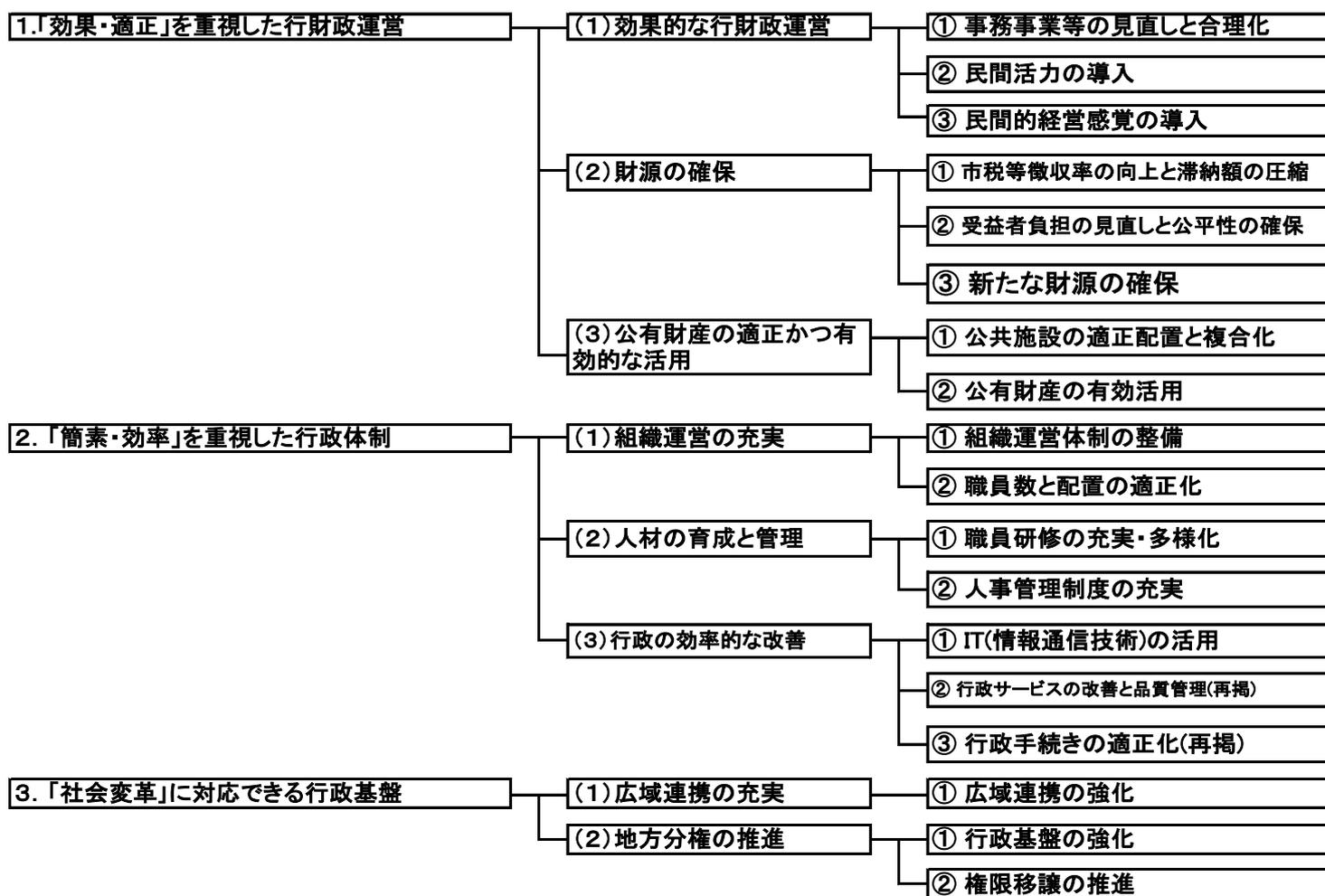
行財政改革大綱に定められた施策の体系を着実に実施するため、具体的な改革項目、内容と目標値を明示した平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）5か年計画とします。

大綱の構成

I 市民主役のまちづくり



II 自主・自立した行政づくり



I 市民主役のまちづくり

中央集権による画一的なまちづくりから、それぞれの地域の個性を活かした魅力あふれる地域づくりへと、大きく流れが変わりつつある今日、市民と行政がともに考え、知恵を出しあって行動するという「協働」の意識がとても大切です。

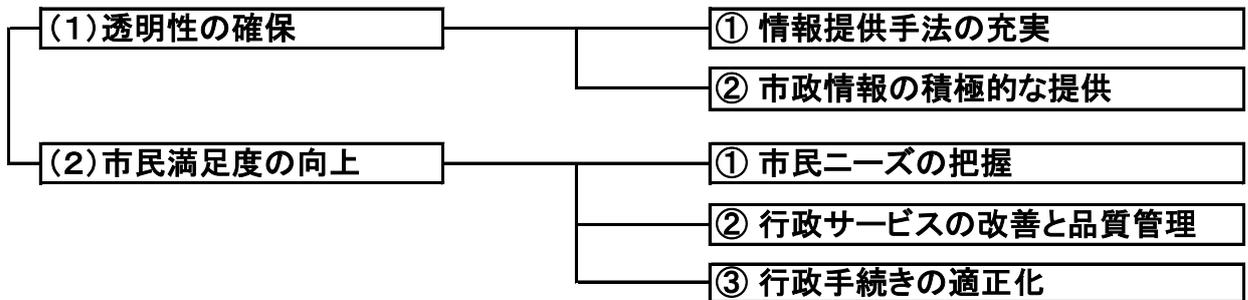
この視点は行財政改革の実効性を高め、市民と行政のパートナーシップ※を確立する上でも必要不可欠となっています。

このようなことから、当市の行財政改革を推進するために、「市民主役」を基本とした「協働のシステムづくり」をより一層進め、市民と行政の新たな関係の構築をめざします。

1 「市民主役」の視点に立った行政運営

市民主役の実現には、市民と行政が相互に信頼し合えるより良い関係を築くことが重要です。

そのためには、市民と行政が情報を共有できるよう、行政の透明性を確保するとともに、市民の視点に立った事業の選択や業務の点検・改善により、市民満足度の向上を図ることが必要です。



(1) 透明性の確保

① 情報提供手法の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズに合った情報を迅速かつ的確に提供するため、さまざまな媒体（広報紙、市ホームページなど）を活用します。 ・さまざまな市民（外国人、高齢者、障がい者（児）など）に対応した情報提供を行います。 ・情報提供に当たっては、その鮮度を重視します。
② 市政情報の積極的な提供
<ul style="list-style-type: none"> ・市民との情報の共有化を推進するため、あらゆる機会を通して積極的な情報提供を図ります。 ・説明責任の視点から行政運営がどのように進められているのか、また今後どのように進められるのか、市民の知る権利を尊重し、公正で透明性の高い市政を推進します。 ・情報公開の推進と、個人の権利・利益の保護など、個人情報の適正な取扱いによる公正な市政を推進します。

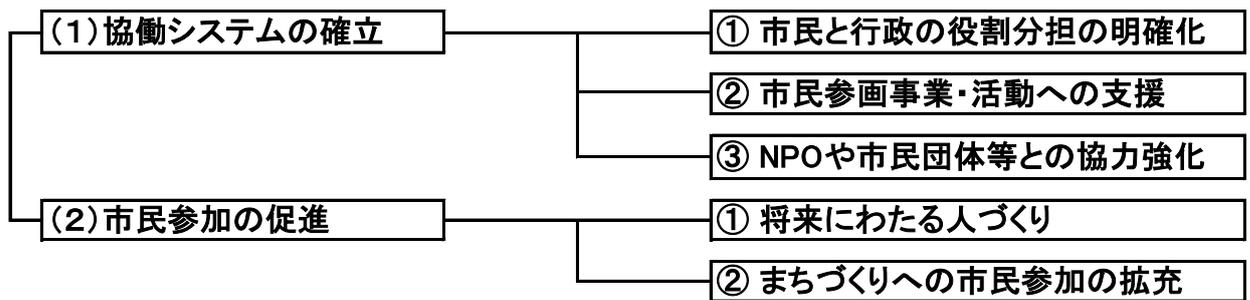
(2) 市民満足度の向上

① 市民ニーズの把握
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会（市民の声※、意識調査など）を通して市民ニーズの把握に努めます。 ・多様化する市民ニーズに即応するため、市民の求めている政策を企画・立案し、具体的な事務事業を展開します。
② 行政サービスの改善と品質管理
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の視点に立った行政サービスを提供していくために継続的な改善（マネジメントサイクル※）を行い、市民の満足度に配慮した質の高い行政サービスの確保・提供に努めます。 ・特に市民生活に密接に関係する窓口業務について、窓口の利用方法、各種申請書類及び対応職員の資質向上など、改善を行います。
③ 行政手続きの適正化
<ul style="list-style-type: none"> ・行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、各種申請等に対する審査基準の公表や標準処理期間の設定を行い、行政手続きの適正化を進めます。

2 「協働」を活かした行政展開

市民主役を推進していくためには、市民と行政が相互理解のもと、互いのあるべき姿、担うべき役割を明確にし、協働という新たな関係を築くことが重要です。

そのためには、現行の事務事業の中で市民との協働が可能なものはあるか、といった視点から点検を行い、市民、行政のそれぞれにおける役割を明確にするとともに、さまざまな組織との連携を図るなど、「協働のシステム」を確立する必要があります。また、市民の自治意識や行政への関心を高め、政策形成をはじめとする行政活動に対して市民の参加を拡充するなど、市民の参加を促進することが求められます。



(1) 協働システムの確立

<p>① 市民と行政の役割分担の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自治意識、自己責任の意識を高め、自発的・自立的な地域活動を促進します。 ・自助・互助・公助の考え方を基本に、市民と行政の役割分担のあり方を明確にし、協働のシステムづくりを進めます。 ・市が行っている各種団体の事務局や事務の一部を市民と行政の役割分担の視点から見直します。
<p>② 市民参画事業・活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となり企画・立案する事業・活動について支援を行います。 ・市民の自主的な活動をサポートするため、女性人材リスト※、生涯学習人材バンク※など、人材リストの充実・拡充を行います。

<p>③ N P O や市民団体等との協力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等との連携（自主防災組織、公園管理など）を強化拡充するとともに、新たな協力について積極的な対応を進めます。 ・N P O ※ やボランティア等への支援を行い、対等なパートナーシップを基本とした協働関係の構築を進めます。 ・市内民間事業者との協力強化の観点からその育成に努めます。
--

(2) 市民参加の促進

<p>① 将来にわたる人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来のまちづくりを担う子ども（児童・生徒）が行政に関心を抱くよう、教育機関等との連携を強化します。 ・市民の自治意識や行政への関心を高めるため、出前講座※の活用促進を図るとともに、新たな施策を展開します。
<p>② まちづくりへの市民参加の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例の制定などにより市民参加のシステムを確立し、多くの市民がまちづくりに参加しやすい環境整備を進めます。 ・パブリック・コメント※やワークショップ※など、市民意見を反映するシステムの拡充を進めます。 ・重複委員の削減や市民公募枠の拡大など、審議会等※（付属機関に類するものを含む。）の委員構成の見直しを徹底し、市政への市民参加を拡充・促進します。

II 自主・自立した行政づくり

基本方針でも述べたとおり、昨今の経済情勢などの影響を受け、自治体の税収は減少しています。当市においても人口が増加しているにもかかわらず、市税収入は伸び悩みの状態です。また、この他にも国の歳出構造改革に伴う地方交付税収入の減少や高齢化の進展に伴う扶助費支出の増大などの影響により、当市の財政状況も年々厳しさを増してきています。

このような状況において、市民サービスの維持・向上を図りながら効果的な行政運営を行っていくためには、確固たる決意のもと行財政改革を推進していく必要があります。

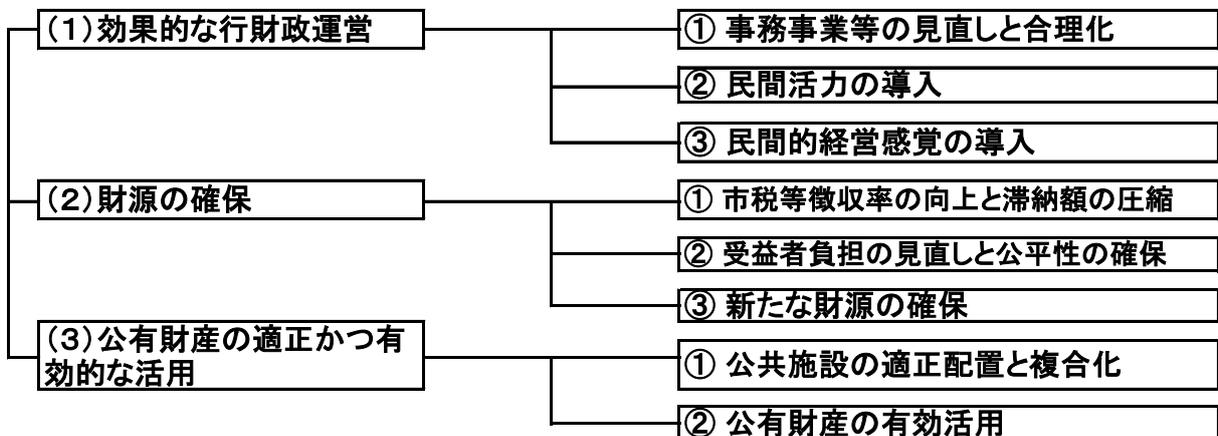
このため、限られた行政経営資源（ヒト＝職員、モノ＝施設などの資産、カネ＝予算、情報）を有効活用し、最小の経費で最大の効果を挙げることができるよう、コスト意識をもって行財政運営に努めるとともに、常に問題意識をもちながら市民の視点に立った市民サービスが提供できるよう、機能的な組織の運営と職員の意識改革が重要です。

また、市民の活動が市域を超えて大きな広がりを見せている今日、行政サービスについてもさらなる広域的な対応が求められていると同時に、地方分権型社会にふさわしい自治体のあり方、規模についても検討が必要となっています。

1 「効果・適正」を重視した行財政運営

「健全財政」を維持するためには、前例踏襲的な行財政執行を変革し、新たな視点から行財政運営を行うことが重要です。

そのためには、費用対効果などコストに対する意識をもって、これまでの業務やその手法などを根本的に見直し再構築するとともに、公有財産の効率かつ有効的な活用を図る必要があります。また、総合振興計画の着実な推進に期するため、財源の確保に全力で取り組むことが必要です。



(1) 効果的な行財政運営

<p>① 事務事業等の見直しと合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化や事業の進捗などにより、当初の目的を達成した事務事業、必要性の薄れた事務事業、実施目的が類似している事務事業等について見直しを行い、その方向性（廃止・縮小・統合など）を検討します。 ・ 時代の潮流や社会状況等を踏まえながら、人件費など消費的経費の見直しを進めます。
<p>② 民間活力の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度※などのアウトソーシングや PFI※の導入、NPO 等との協働などについて、その効率・効果を十分に精査し積極的な活用を進めます。
<p>③ 民間的経営感覚の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務・事業について、目標を設定して進行を管理するとともに、その達成度や費用対効果などを検証し、客観的な指標も用いた評価を行います。 ・ 評価結果については、今後の行政運営の基礎資料として活用を図るほか、事務・事業の優先順位付けや毎年度の予算の配分に反映させます。 ・ 事務事業評価手法の確立と、施策評価への展開を進めるほか、評価結果の公表や第三者機関等による外部評価※の導入について検討を進め、体系化された行政評価システム※の構築を行います。 ・ 民間で活用されている企業会計手法（バランスシート※）などの活用と公表、その他民間的な経営感覚を取入れながら、健全財政の維持を図ります。

(2) 財源の確保

① 市税等徴収率の向上と滞納額の圧縮
<ul style="list-style-type: none"> ・市税の適正な課税と公平な徴収、使途に関する情報提供に努め、収納率※の向上、収入未済額※の圧縮を図ります。 ・未納額と滞納額を増やさないために、さらなる徴収体制の整備と強化について検討を行います。
② 受益者負担の見直しと公平性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料については、社会経済状況や市民ニーズとの整合性を考慮するとともに、サービスを提供する上で受益者負担※の原則に基づき、適正な料金体系となっているか、定期的な見直しを行います。 ・公共施設等使用料の減免※については、必要に応じて見直しを行います。
③ 新たな財源の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢等に左右されにくい行財政基盤を構築するために、新たな財源の確保について検討を行い、その積極的な確保に努めます。

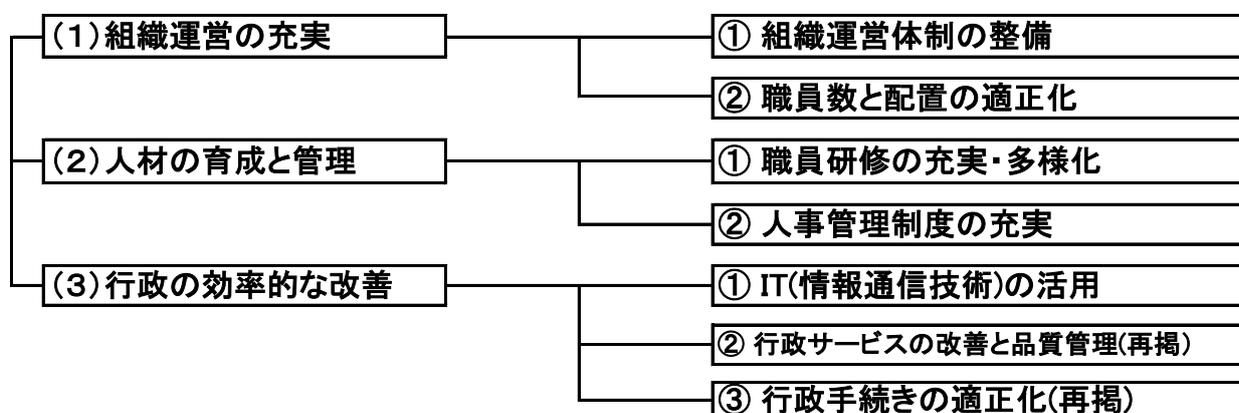
(3) 公有財産の適正かつ有効的な活用

① 公共施設の適正配置と複合化
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生涯学習への意欲、余暇時間の拡大などを背景として、公共施設等に対するニーズが増大していることから、各施設の目的や配置状況、利用状況などを参考にして、効率的な活用を検討します。 ・新たな施設の整備に当たっては、可能な限り複合化を進めます。
② 公有財産の有効活用
<ul style="list-style-type: none"> ・利用されていない公有財産※（土地、建物）について、将来的な活用の有無を検討した上で、必要のない土地については、貸付や転用、売却などを進めます。

2 「簡素・効率」を重視した行政体制

「市民主役」を推進していくためには、従来の行政体制にとらわれることなく、財源や人材など限られた行政経営資源を有効に活用しながら、社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応することが重要です。

そのためには、市民にとって分かりやすく、柔軟性・機動性に富んだ組織体制の整備と職員の配置を進めるとともに、行政のプロという観点から人材の育成、管理を行うほか、情報の電子化、行政事務のシステム化を進め、市民の利便性の向上をめざすことが必要です。



(1) 組織運営の充実

① 組織運営体制の整備

- ・多様な行政需要への迅速な対応、また市民に分かりやすくという視点から、定期的に組織体制の見直しを行います。
- ・各部門の政策・調整機能の強化を図るとともに、重点政策や課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織形態について検討を進めます。

② 職員数と配置の適正化

- ・定員適正化計画※の数値目標に基づき、中期的な展望のもと職員数の適正化に努めます。
- ・繁忙期の応援体制や専門職員の流動的な配置、再任用職員の採用などを検討するとともに、各課所の事務・事業の計画的な実施に期するため、職員の適正な配置に努めます。
- ・複雑・多岐にわたる行政ニーズに応えるために多様な人材の確保に努めます。

(2) 人材の育成と管理

<p>① 職員研修の充実・多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営感覚などを養うために、生産性・サービスの向上を念頭においた政策形成や専門能力の向上、意識改革などをめざした研修を積極的に行います。 ・ 多種多様なカリキュラムから職員またはグループが主体的に選択できる研修制度の充実を図るとともに、その積極的な活用を促進します。 ・ 市民の視点に立った幅広い視野と、時代の変化に対応できる多くの経験を育むために、他自治体などとの相互派遣を充実します。
<p>② 人事管理制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による業務管理や能力評定など多角的な勤務評定を実施し、職員の能力開発に活用するほか、公正な人事管理に努めます。 ・ 勤務評定を人事管理に反映させるとともに、職員の能力、適正などに応じた人事異動を行います。 ・ 「性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」の形成を基本として、女性の登用を進めます。

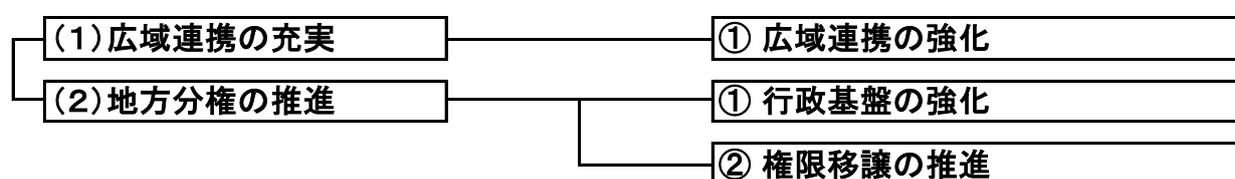
(3) 行政の効率的な改善

<p>① IT（情報通信技術）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活に直接かかわる行政事務などをシステム化するとともに、IT（情報通信技術）を活用した多様なサービスの提供を進めるほか、事務処理の迅速化に努めます。 ・ 市ホームページなどを活用した多様な行政情報を提供します。
<p>② 行政サービスの改善と品質管理(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の視点に立った行政サービスを提供する上で、品質マネジメントシステムに基づいて継続的な改善を行い、市民の満足度が向上する質の高い行政サービスの確保・提供に努めます。 ・ 市民生活に密接に関係する窓口業務について、利便性の向上、窓口の利用方法、各種申請書類及び対応職員の資質向上などの改善を進めます。
<p>③ 行政手続きの適正化(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、各種申請等に対する審査基準の公表や標準処理期間の設定を行い、行政手続きの適正化を進めます。

3 「社会変革」に対応できる行政基盤

市民主役と健全財政をめざす上では、これまでの単一的な市町村の枠にとらわれることなく、近隣市町との連携などによる広域的な視点での地域づくりと、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成をめざして地方分権を推進することが重要です。

そのためには、共通する行政課題に対して近隣市町と共同で事務を行うなど、行政運営の効率化と市民サービスの向上を進めるとともに、厳しい財政状況の中でも市民の声をもとに総合的な行政を展開することが必要です。



(1) 広域連携の充実

<p>① 広域連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域で対応している事務・事業について、さらなる充実という観点から必要に応じた見直しを行います。 ・ 共通する行政課題について近隣市町と調査・研究を行うとともに、広域的な観点から住民ニーズの把握に努めます。 ・ 共通する行政課題や新たに発生する行政課題に対して、広域的な視点から近隣市町との連携を強化し積極的な対応を進めます。

(2) 地方分権の推進

<p>① 行政基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革をより一層推進し、行財政基盤の強化に努めます。 ・ 行財政基盤の強化、市民サービスの維持・向上という観点から、地方分権型社会にふさわしい自治体のあり方や適正な規模など、市の将来あるべき姿について市民とともに検討を行います。
<p>② 権限移譲の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の利便性・サービスの向上をめざして、権限移譲※を積極的に受入れていくとともに、その体制の整備を進めます。

第2次～第3次よしかわ行財政改革大綱の策定経過

	動き・内容
平成14年4月23日	行財政改革推進本部設置 行財政改革推進委員会設置（委員14名：有識者2名・公共的団体等推薦者11名・公募1名）
7月11日	行財政改革推進委員会（第1回） ・講演（国、県の行政改革の取り組み）
8月27日	行財政改革推進委員会（第2回） ・行財政改革大綱の主な項目等について
11月29日	行財政改革推進委員会（第3回） ・行財政改革大綱の主な項目等について
平成15年1月30日	行財政改革推進委員会（第4回） ・行財政改革大綱基本方針及び施策の体系について
2月26日	行財政改革推進委員会（第5回） ・行財政改革大綱基本方針及び施策の体系について
4月25日	行財政改革推進委員会（第6回） ・行財政改革大綱（素案）の作成
5月30日	第2次よしかわ行財政改革大綱確定
平成20年2月22日 ～3月21日	第2次よしかわ行財政改革大綱（第2版）パブリック・コメント
3月31日	第2次よしかわ行財政改革大綱（第2版）確定
平成22年2月19日 ～3月19日	第3次よしかわ行財政改革大綱（素案）パブリック・コメント
平成22年3月31日	第3次よしかわ行財政改革大綱（第1版）策定

用 語 集

あ行NPO

Non Profit Organization の略で、営利を目的とせず、不特定多数のものについて、利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う組織、団体。

か行外部評価

行政が展開する政策・施策などに対して、学識経験者や市民などで構成する第三者機関などを設置し直接評価を行うシステム。

行財政改革推進計画（重点推進事項）

行財政改革大綱に基づき行財政改革を進めていくための具体的なプログラム。当市では、第 1 次大綱に基づき、平成 10 年度～平成 12 年度の 3 か年で 23 項目を推進した。

行財政改革大綱

行財政改革を行っていく上での指針。当市では、第 1 次大綱として平成 8 年度～12 年度の 5 か年を計画期間とした。

行政評価システム

施策、事務事業について、事前、事後に一定の基準や指標を用いて、その有効性、妥当性、効率性などについて評価を行うシステム。

協働

まちづくりや地域活性化などのために、市民や企業、行政などが、それぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること。

当市では、平成21年3月に「市民と行政との協働に関する基本指針」を策定した。

権限移譲

国の持っている許可、認可等の権限を都道府県や市町村に移すこと。また、埼玉県においては「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、県の権限を市町村に移している。

減免

税・料金などの負担について、一定の基準により軽減または免除すること。

公有財産

市が所有する不動産、有価証券など。

さ行**指定管理者制度**

公の施設の管理運営に民間の活力を導入し、市民サービスの向上とコストの節減の両立を図ることを目指した制度。

市民の声

イエローボックス（市内公共施設等に設置したご意見箱）と市ホームページからのEメールで市政に対する市民の意見を幅広く収集し、反映させるための制度。

受益者負担

ある公共サービスの提供によって特定の利益を受ける人から、そのサービスに要する経費の一部を負担してもらうこと。

生涯学習人材バンク

市民の自発的・自主的な学習活動をサポートするために、指導者となる人材を市民の中から募集し登録する制度。

収入未済額

調査により確定した市税等の額に対して、現年及び滞納繰越をあわせて納められていない額。

収納率

調査により確定した市税等の額に対して、現年及び滞納繰越の総額の中で納められた額の比率。

女性人材リスト

保健福祉や教育、まちづくりなど多くの分野に女性の人材を登録し、政策決定をはじめ、あらゆる場への女性参画を促進するために活用するリスト。

審議会等

市の条例や規則、要綱等を設置根拠として、市の政策や施策、計画策定などにおいて、その方向について審議、協議を行い、答申などを行う組織。
当市では、市民参画条例中で市民参画手法の一つとして位置づけている。

た行**第2次よしかわ行財政改革大綱**

21世紀の新しい時代にふさわしい行財政運営と、第4次総合振興計画の実現をめざし、平成15年5月に定めた行財政改革指針。平成20年3月に計画期間等の一部見直しを行った。

第4次総合振興計画

当市の将来像である「ひとに優しさ まちに安らぎ 未来に夢ある みんなのよしかわ」-市民主役の都市構想-の実現に向けて、必要な政策・施策を総合的・体系的に示した市の最上位計画。計画期間は平成14年度～平成23年度の10か年。

定員適正化計画

簡素で効率的な組織づくりを行うために、総務省の定員モデル（一般行政職）などを参考にして作成する職員の適正数を定めた計画。

出前講座

市政にかかる多様な業務に関して講座を設定し、希望に応じて、担当職員が直接出向いて説明を行う制度。

は行PFI

Private Finance Initiative の略。公共事業に民間の資金、ノウハウを導入することで、国や地方自治体の財源の負担軽減を図るとともに、民間企業の活性化を促す手法。

品質マネジメントシステム

ISO9001 という品質管理の国際規格に基づいたマネジメントシステム。規格では、意見・要望管理の徹底、業務内容の文書化によるトレーサビリティ（追跡確認）、不適合なサービスに対する是正処置などが求められている。

当市では平成 16 年 2 月に認証を取得したが、現在は ISO17050 に基づく供給者適合宣言（自己宣言）というスタイルで継続して取り組んでいる。

パートナーシップ

まちづくりにおいて「住民と行政とが対等な関係のもとでの協力していく」という意味で使用している言葉。

パブリック・コメント

行政機関などの意志決定過程において、広く市民に素案を公表し、出された意見・情報を考慮して意志決定を行う制度。

当市では、市民参画条例中で市民参画手法の一つとして位置づけている。

バランスシート

企業会計でいう「貸借対照表」のこと。ある一定時点での資産・負債等の財政状況を明らかにする計算書類。

ま行マネジメントサイクル

経営戦略を実行していく上で行う Plan（計画）—Do（実施）—Check（評価）—Action（改善）の基本的なプロセス。品質マネジメントシステム（ISO9001）や行政評価においてもこのマネジメントサイクルを用いている。

わ行ワークショップ

従来の会議形式や講座型による形式的な住民参加方式に代わり、参加者全員が小グループで討議し、一緒に作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案をまとめていく手法。

当市では、市民参画条例中で市民参画手法の一つとして位置づけている。

経営戦略会議 事務局：吉川市政策室行政改革担当

〒342-8501 吉川市吉川二丁目1番地1
tel : 048-982-9445 fax : 048-981-5392
e-mail : yoshikawa-mail@city.yoshikawa.saitama.jp
URL : <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>